検　数　料　金　表

平成 7 年 8 月 4 日付認可
（運輸省海交港第 66 号）
平成 7 年 8 月 12 日付実施
平成 18 年 5 月 15 日付届出

一般社団法人　日本貨物検数協会

検　数　料　金　表

I.　　適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

II.　　料金の種類及び適用方

1.　基本料金　　(1 トンにつき　単位円)

品　目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実　　入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木材	水落しのもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径 12 インチ以上） 鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 （工場専用岸壁扱いのもの）			228.10	178.00	162.20
専用船 揚積貨物	コンテナ	実　入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

(注)

1.　一類港、 二類港及びその他の港湾は、 別紙のとおりです。

2.　木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3.　コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1 トンにつき　　単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（1 個当たり 5 トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1 個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、 これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割　増　率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬期作業	(注)の港湾において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

(注) 冬期作業割増が適用される港湾は、 次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、 当該引受に係る請求額から割引きます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき　単位円)

昼　夜　区　分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（8 時 30 分から 16 時 30 分まで）	4,557	3,555	3,235
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては 8 時 30 分、半夜にあっては 16 時 30 分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、 それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口につき　単位円)

昼　夜　区　分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、 次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、 これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

① 昼間作業の手配申し受け最終時刻 (前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

② 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消しについては、 半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6. 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1 トンにつき　単位円)

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7. 分担金等

区　分	金　額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき　　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき　　35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、 免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

10. その他

(1) 特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、 雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、 委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、 実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め、又は慣習によります。

別紙

一類港とは、
鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、 神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、
稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、仙台塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、 上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等の料金

エ キ ス ト ラ 料 金

類　似　品　目　表

係　数　適　用　表

検数に係る付帯作業等の料金について

1. 料金表 II-10-(4)に係る作業及び書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

(イ) パレタイズ立会料金・・・・・・・・・ 1 トンにつき 428 円

(ロ) ブロックストウェージ作業・・・・・ エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

(イ) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき・・・・・・ 390 円

(ロ) 輸入ボートノート作成料金 1 通につき・・・・・・・・・ 740 円

(ハ) CLP 作成料金 1 件につき・・・・・・・・・2,600 円

(ニ) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1 件につき(2 通正・副)・・ 2,600 円

1 通増すごとに・・・・・・ 650 円

(ホ) ファイナルストウェージプラン及びブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

(ヘ) 撒貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金・・・・・1 トンにつき 90 円

2. 料金表に記載のない貨物のうち、 汚損・危険品の基本料金

(1 トンにつき　単位円)

貨　物　区　分		一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類	危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類	危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類	非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注) 汚損品及び危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品

危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏 27 度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危機性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット 及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3. 割増料金

(1) 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金－1）に対して、それぞれの料金の 6 割増とします。

(2) 日躍日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金－1)に対して、それぞれの料金の 10 割増とします。

(3) 深夜作業(21 時 30 分から翌日 05 時まで)は、基本料金の 13 割増とします。
翌日 05 時以降継続して作業を行った場合も、 基本料金の 13 割増とします。

(4) 深夜待機料金

(1 口 1 時間につき)

区　分	一類港	二類港	その他の港湾
深　夜（21 時 30 分から翌日 05 時まで）	10,481 円	8,177 円	7,441 円

(5) 深夜最低料金

(1 口につき)

区　分	一類港	二類港	その他の港湾
深　夜（21 時 30 分から翌日 05 時まで）	77,200 円	60,200 円	54,900 円

上記 1-(1)、1-(2)-(へ)、及び 2 の料金に対しては、 認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

(1)　3 ヶ月以上の長期契約があること。
(2)　「1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること」とは同一港での作業引受を基準とします。
(3)　「1 回当たりの取扱量が、3,000 トンを超えること」とは 1 港 1 船の 1 作業(場所)を単位とします。
(4)　「同一貨物」とは、料金表の類似品目表区分(P11～-P12)とします。
(5)　料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エ　キ　ス　ト　ラ　料　金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1. 1人1シフト当たり
   昼間(08時30分~16時30分)・・・・・・・・・・・・・・46,400円
   半夜(16時30分~21時30分)・・・・・・・・・・・・・・39,000円
   深夜(21時30分~05時00分)・・・・・・・・・・・・・・98,500円
   (注) 上記の料金に対しては、 認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2. 1人1ケ月当たり
   時間外を含まない場合・・・・・・・・・・・・・・・809,000円
   時間外1時間につき・・・・・・・・・・・・・・・・・3,990円
   時間外25時間以内を含む場合・・・・・・・・・・・ 891,000円

※消費税及び地方消費税の加算
(イ) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
　　ただし、 免税となる取引には適用しません。
(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

類　似　品　目　表

<table>
<tr><th colspan="2">品　目</th><th colspan="3">類　似　品　目</th></tr>
<tr><td rowspan="2">コンテナ</td><td>実　入</td><td colspan="3">20 型、40 型コンテナ実入（在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td colspan="3">20 型、40 型コンテナ 空 （在来船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニタイズ貨物</td><td colspan="3">パレタイズ・プレスリング貨物（1 ユニット内の個数無関係のもの）・車両・舟艇（単体 20 トン以上のもの）・機械（1 個当たり 5 トン以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ノックダウン自動車</td><td colspan="3">ノックダウン自動車（1 港 1 船積 1,000 トン以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">袋物・ベール物</td><td colspan="3">肥料・セメント
砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆
綿花・羊毛・麻</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷凍品・冷蔵品</td><td colspan="3">冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">木材</td><td rowspan="2">水落しのもの</td><td colspan="2">南洋材</td></tr>
<tr><td colspan="2">米材・その他</td></tr>
<tr><td>岸壁揚のもの</td><td colspan="2">南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鋼管（口径１2″以上）</td><td colspan="3">鋼管（口径 12″以上のもの）</td></tr>
<tr><td colspan="2">鉄鋼コイル</td><td colspan="3">鉄鋼コイル</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般鋼材</td><td colspan="3">工場専用岸壁扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">専用船
揚積貨物</td><td rowspan="2">コンテナ</td><td>実 入</td><td>20 型・40 型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td>空</td><td>20 型・40 型コンテナ空 （コンテナ専用船扱いのもの）</td></tr>
<tr><td colspan="3">ノックダウン自動車専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="3">パルプ専用船扱いのもの</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="12">一般雑貨</td><td>雑貨類</td><td colspan="2">雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー
／ココアビーン・油糧種実</td></tr>
<tr><td>機械器具類</td><td colspan="2">機械（1 個当たり 5 トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD（1 港 1 船積 1,000 トン未満）</td></tr>
<tr><td>窯製品類</td><td colspan="2">陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類</td></tr>
<tr><td>油類</td><td colspan="2">鉱・魚・動・植物油・油脂</td></tr>
<tr><td>鉱礦石類</td><td colspan="2">鉱礦石（袋物）・石材</td></tr>
<tr><td>ソーダー類</td><td colspan="2">石灰・ソーダー・アルミナ</td></tr>
<tr><td>繊維原料類</td><td colspan="2">生糸・繭・合成繊維原料</td></tr>
<tr><td>屑鉄類</td><td colspan="2">屑鉄（撒を除く）</td></tr>
<tr><td>青果類</td><td colspan="2">野菜・果物（冷凍品、冷蔵品を除く）</td></tr>
<tr><td>一般鋼材</td><td colspan="2">一般港揚・積の鋼材（口径 12"未満の鋼管を含む）</td></tr>
<tr><td>車両・舟艇</td><td colspan="2">車両・舟艇（単体 20 トン未満のもの）</td></tr>
<tr><td>製材</td><td colspan="2">製材（撒）（はしけ・岸壁取り）</td></tr>
</table>

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物 ・ ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨 電気製品類・繊維製品・パイプ（口径 4～8 インチのもの）・青果類 ・オートパーツ・缶詰・機械類（1 個当たり 5 トン未満のもの）・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（1 個当たり 5 トン以上のもの）・その他

係　数　適　用　表

(A) ALFALFA HAY CUBE アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P'BAG) アルファルファ ミール (紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL アーモンド殻粕	1.6
ALMOND アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN 獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN バンブー ビーン	1.2
BARLEY 大麦	1.2
BEET PULP PELLET (IRAN) ビート パルプ ペレット (イラン産)	1.8
BEET PULP PELLET (U.S.A) ビート パルプ ペレット (米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG) ビート パルプ (麻袋)	3.0
BEET PULP BALE ビート パルプ (ベール)	2.5
BLACK MATPE ブラック マッペ	1.2
BLOOD MEAL 血粉	1.5
BLUE PEA エンドウ豆	1.2
BONE MEAL 骨粉	1.5
BONE MEAL PELLET 粒状骨粉	1.1
BRAN ふすま	1.8
BUCKWHEAT そば	1.5
BUTTER BEAN バター ビーン	1.4
(C) CANARY SEED カナリー シード	1.3
CASEIN カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL ひま粕	1.4
CASTOR SEED ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF 牛のひずめ	2.8
CHARCOAL 木炭・炭	2.0
CHEST NUT 栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH 中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN ココア豆	1.6
COFFEE BEAN コーヒー豆	1.6
COCOON かいこ (まゆ)	2.3
COCOON MEAL まゆくず	1.5
COPRA コプラ (椰子)	2.0
COPRA MEAL コプラ粕	1.5
CRUSHED BONE 砕骨	1.4
COTTON SEED MEAL 綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLET 綿実の粕 (粒状)	1.2
COTTON SEED 綿実	2.0

(D) DRUM　(STEEL)　ドラム（鉄製）	11.0
DRUM　(FIBER)　ドラム（ファイバー）	7.7
(F) FEATHER MEAL　フェザー ミール	1.5
FEED PELLET　飼料（粒状）	1.8
FEED SCREENING　飼料粕	1.2
FEED OATS　カラス麦	1.8
FISH MEAL　(HOME MADE) 魚粉（国産）	1.4
FISH MEAL　(IMPORT)　魚粉（輸入）	1.8
FLAX SEED　亜麻種子	1.3
FLOWER SEED　花種子	1.5
(G) GREEN PEAS　グリーン ピース	1.2
GROUNDNUT MEAL　落花生粕	1.5
GROUNDNUT　落花生	1.6
(H) HEMP SEED　大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL　獣蹄角等のくず	1.4
HOP　ホップ（球果状）	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL　インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN　黄麻センイ	3.0
(K) KAPOK SEED　カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL　カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE　ラクトーゼ（乳糖）	1.5
(M) MALT　麦芽（ビール麦）	1.7
MASTARD SEED　からし種子	1.3
MAIZE　とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL　(CHINA)　とうもろこし固形状粕（中国産）	3.3
MAIZE MEAL　とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL　肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL　肉粉粕	1.2
MILK　(P'BAG)　ミルク（紙袋）	1.5-1.9
MILK POWDER　粉ミルク	1.5
MILLET　もろこし類	1.2
MILLET SEED　きび種	1.3
MILO　マイロ（もろこしの一種）	1.2
MIXED ANIMAL HOOF　獣類のひづめ	2.8
(N) NIGER SEED　植物の種子	1.5
(O) OATS　えん麦	1.8
OATS HUSK　えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL　油やしの粕	1.6
PELLET　粒	1.3
POLLARD　ポラード	1.8
(R) RAPE SEED　ナタネ種子	1.3
RAPE SEED MEAL　ナタネ種子粕	1.7

RED BEAN　小豆	1.2
RICE BRAN　米ぬか	1.8
RICE　米	1.3
RICE BRAN MEAL　米ぬか粕	1.5
RYE　ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL　紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL　紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED　紅花種子	1.5
SESAME SEED　ゴマ	1.5
SEAWEED　海草	1.5
SHELLED ACORN　殻付どんぐり	1.3
SILK WORM　まゆ	1.4
SOYA BEAN　大豆	1.2
SOYA BEAN MEAL　大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED　ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA　(THAILAND)　タピオカ（タイ国産）	2.2
TAPIOKA FLOUR　タピオカ粉	1.3
TAPIOKA　タピオカ	1.3
TEA　茶	4.0
(W) WHEY POWDER　凝乳粉	1.8

工 場 専 用 岸 壁

港　名	工 場 名	類 港	摘 要
室　蘭	日本製鉄北日本製鉄所室蘭地区岸壁	二 類 港	
釜　石	日本製鉄北日本製鉄所釜石地区岸壁	〃	
仙　台	JFE スチール仙台製造所岸壁	〃	
鹿　島	日本製鉄東日本製鉄所鹿島地区岸壁	一 類 港	
君　津	日本製鉄東日本製鉄所君津地区岸壁	〃	
千　葉	JFE スチール東日本製鉄所千葉地区岸壁	〃	
川　崎	JFE スチール東日本製鉄所京浜地区岸壁	〃	
知　多	JFE スチール知多製造所岸壁	二 類 港	
東　海	日本製鉄名古屋製鉄所岸壁	一 類 港	
海　南	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（海南）岸壁	二 類 港	
和　歌　山	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（和歌山）岸壁	〃	
堺	日本製鉄関西製鉄所和歌山地区（堺）岸壁	一 類 港	
堺	日本製鉄瀬戸内製鉄所阪神地区（堺）岸壁	〃	
神　戸	神戸製鋼所神戸線条工場岸壁	〃	
加　古　川	神戸製鋼所加古川製鉄所岸壁	二 類 港	
広　畑	日本製鉄瀬戸内製鉄所広畑地区岸壁	〃	
水　島	東京製鐵岡山工場岸壁	その他の港湾	
水　島	JFE スチール西日本製鉄所倉敷地区岸壁	〃	
福　山	JFE スチール西日本製鉄所福山地区岸壁	〃	笠岡を含む
光	日本製鉄九州製鉄所大分地区（光鋼管）岸壁	二 類 港	
下　松	東洋鋼板下松事業所岸壁	〃	
徳　山	日鉄ステンレス山口製造所岸壁	〃	
八　幡	日本製鉄九州製鉄所八幡地区（八幡）岸壁	一 類 港	戸畑を含む
小　倉	日本製鉄九州製鉄所八幡地区（小倉）岸壁	〃	
大　分	日本製鉄九州製鉄所大分地区岸壁	二 類 港	

検　量　料　金　表

平成 7 年 8 月 4 日付認可
（運輸省海交港第 66 号）
平成 7 年 8 月 12 日付実施
平成 18 年 5 月 15 日付届出

一般社団法人　日本貨物検数協会

検　量　料　金　表

I.　　適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

II.　　料金の種類及び適用方

1.　基本料金

(1)　陸揚貨物

(1 トンにつき　単位円)

品　目				金　額
一般貨物				196.50
特定貨物	元地袋入	穀類		226.90
		ふすま・魚粉類		340.90
	撒揚袋詰め穀飼類			173.60
	綿花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑鉄			123.80
	鉄屑・非鉄金属鉱石			147.10
	木材	水面貨物	南 洋 材	172.00
			米材・ニュージーランド材・チリ材	220.10
			北 洋 材	294.00
		陸上貨物	南 洋 材	273.60
			米材・ニュージーランド材・チリ材	292.60
			北 洋 材	340.60
	撒貨物	穀飼類・砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00

(注) 穀飼類 (撒) で時間当たり、公称作業能力が 400 トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1 トンにつき 59.80 円を基本料金とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割　増　率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
土曜日作業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬期作業	北海道地区において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当りの取扱量が 3,000 トンを超えること

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき　単位円)

昼　夜　区　分	金　額
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	3,035
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	4,721

本料金は、昼間作業にあっては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあっては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

陸揚貨物検量証明書については、4 通目から 1 枚につき 312 円を申し受けます。

6. 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1 枚につき 312 円を申し受けます。

7. 分担金等

区　分	金　額
(1)港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき　　40 銭
(2)労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき　　35 銭

8. 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、 免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

9. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方米をもって 1 トンとみなします。

10. その他

(1) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め、又は慣習によります。

陸揚貨物検量別掲料金

1. 出張料金

検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

(1) 宿泊を要する地方出張の場合（1 口につき）

出発及び帰着の日は、それぞれ・・・・・・・・・・・・・・9,800 円

ただし、往路及び帰路に要する日数のうち

上記以外の日に対しては　毎 1 日につき・・・・・・・・・ 19,500 円

(2) 隣接地及び日帰り地方出張の場合(1 口につき)

毎 1 日につき・・・・・・・・・・9,800 円

2. 旅 費

出張して検量を行った場合は次の通り旅費を申し受けます。

宿泊料(日当を含む)・・・1 日につき・・・・・・・・・・・・・・17,000 円

交通費 乗車賃 片道 100 キロメートル未満・・・・・・・・・・・・普通料金

片道 100 キロメートル以上・・・グリーン料金又は 1 等料金

特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。

乗船賃・・・・・・・・・・・・・・・・・グリーン料金又は 1 等料金

舟車賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

3. 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として 50,000 円以上を申し受けます。

（備考）

※本表Ⅱ－3 項の割引料金の適用方について

(1) 「同一貨物」とは、本料金表（Ⅱ－1）の品目区分によります。

(2) 「1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続」とは同一陸揚港を基準とします。

(3) 「1 回当たりの取扱量が 3,000 トンを超えること」とは一港一船一作業場所を単位とし且つ同一貨物を基準とします。